令和７年神審第４１号

裁　　決

漁船Ａモーターボート Ｂ衝突事件

受　　審　　人　　a

職　　名　Ａ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

補　　佐　　人　　１人

受　　審　　人　　b

職　　名　Ｂ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ｂの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和６年８月１２日０８時５０分

大阪湾

２　船舶の要目

船種船名	漁船Ａ	モーターボートＢ
総トン数	４．８トン	
登録長	１１．９０メートル	７．７７メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力		１４７キロワット
漁船法馬力数	４８キロワット	

３　事実の経過

Ａは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側にＧＰＳプロッターをそれぞれ装備した小型機船底びき網漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、ａ受審人が単独で乗り組み、船首０．３メートル船尾１．５メートルの喫水をもって、令和６年８月１２日０３時３０分兵庫県岩屋港を発し、阪神港神戸第４区南方約５海里沖合の大阪湾の漁場に向かった。

ところで、Ａが行う小型機船底びき網漁業は、網口開口板を使用する一そうびきのトロール漁業で、同板に左右各舷から繰り出した直径９ミリメートル長さ約３００メートルのワイヤに直径２２ミリメートル長さ約１０メートルの合成繊維索を連結したえい網索をつなぎ、網口開口板に直径２２ミリメートル長さ約７０メートルの合成繊維索、長さ約６メートルの袖網、長さ約１１メートルの身網及び袋網を連結して投網し、約３ノットの速力でえい網するもので、投網後、えい網に約１時間、揚網に約３０分を要し、１回の操業に約１時間３０分を要するものであった。

ａ受審人は、ＧＰＳプロッターを作動させ、０４時１０分前示漁場に到着し、操業を始め、操業を始めようとしたとき、漂泊と潮上りを繰り返す釣り船の集団を避け、０８時３０分トロールにより漁ろうに従事している船舶が掲げる法定の形象物を表示しないまま４回目の投

網を行い、０８時４１分半少し過ぎ浦港南防波堤灯台（以下「浦港灯台」という。）から０９３度（真方位、以下同じ。）６．８海里の地点で、針路を３４４度に定めて自動操舵とし、折からの潮流によって右方に１６度圧流されながら、２．６ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行し、えい網を始めた。

ａ受審人は、後部甲板上で魚の選別作業を行い、０８時４７分浦港灯台から０９１．５度６．８海里の地点に達したとき、正船首３７０メートルのところに、Ｂを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊していることが分かる状態で、その後Ｂに向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定める前に釣り船の集団を避けたので、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、ａ受審人は、衝突を避けるための措置をとらずに続航し、０８時５０分浦港灯台から０９０．５度６．８海里の地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、その船首がＢの船尾に後方から６１度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力１の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には、１３９度方向に流れる流速２．０ノットの潮流があった。

また、Ｂは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、その前方にレーダー及びＧＰＳプロッターをそれぞれ装備したＦＲＰ製モーターボートで、ｂ受審人が単独で乗り組み、釣りの目的で、船首０．４メートル船尾０．８メートルの喫水をもって、同日０５時５０分阪神港尼崎西宮芦屋区を発し、同港神戸第４区南方約４海里沖合の大阪湾の釣り場に向かった。

ｂ受審人は、ＧＰＳプロッターを作動させ、０６時４０分前示釣り場に到着し、潮上りを繰り返しながら漂泊して釣りを行い、０８時４５分浦港灯台から０８９度６．７海里の地点で、船首を北東方に向け、機関を中立運転とし、両舷船尾部から竿を出して、舵輪後方で左舷船尾部の釣り竿先端に向いた姿勢で、折からの潮流により１３９度の方向に２．０ノットの速力で圧流されながら漂泊を始めた。

ｂ受審人は、０８時４７分浦港灯台から０９０度６．７海里の地点に達し、船首が０４５度を向いていたとき、右舷船尾６１度３７０メートルのところに、Ａを視認することができ、その後同船が自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、接近する他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、ｂ受審人は、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、０８時５０分僅か前右舷船尾至近にＡを認めたものの、どうすることもできず、Ｂは、船首が０４５度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは船首外板に擦過傷を生じ、Ｂは、船尾外板及び船外機に割損を生じたが、のちに修理された。

（航法の適用）

本件は、阪神港神戸第４区南方沖合の大阪湾において、操業しながら航行中のＡと漂泊中のＢとが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件当時、両船は互いに他の船舶の視野の内にあり、Ａは、操縦性能を制限する網を用いていたと認められるものの、漁ろうに従事している

ことを示す法定の形象物を表示しないまま、操業しながら航行していたものであり、事実の経過に示したとおり、ＢからＡを見るとＢはＡの船尾付近を見通すことができず、漁具が投入されて操縦性能が制限されているか否かを判断できないことから、ＢがＡを漁ろうに従事している船舶であると認識できない状況にあったと認められ、海上衝突予防法第１８条の各種船舶間の航法を適用するのは相当でない。

したがって、本件の両船が航法について同じ判断をできないことから、海上衝突予防法第３８条及び第３９条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、阪神港神戸第４区南方沖合の大阪湾において、両船が衝突のおそれがある態勢で接近した際、Ａが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことと、Ｂが、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったこととによって発生したものである。

ａ受審人は、阪神港神戸第４区南方沖合の大阪湾において、操業しながら航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定める前に釣り船の集団を避けたので、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のＢに気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに進行して同船との衝突を招き、Ａ及びＢ両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ｂ受審人は、阪神港神戸第４区南方沖合の大阪湾において、釣りのた

め漂泊する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、接近する他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するＡに気付かず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて同船との衝突を招き、Ａ及びＢ両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月９日

神戸地方海難審判所

審 判 官　　井　　手　　則　　義